

京都市教育委員会教育長訓令甲第6号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

別表生涯学習部の項を次のように改める。

生涯学習部	生涯学習総合センターを勤務場所とする職員	午前8時30分から 午後5時15分まで	4週間を通じて8日並びに 1月1日から同月3日まで 及び12月29日から同月 31日まで
	右京区京北出張所管内の所管施設を勤務場所とする職員	午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、 同月3日及び12月29日 から同月31日まで
	その他の職員	午前8時45分から 午後5時30分まで	

別表生涯学習総合センターの項及び図書館の項を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)